

# JICA沖縄概要（沖縄振興とJICA事業）

## ● 設立経緯

1985年4月17日、ASEAN「人作り」協力構想の一環として設立

\* 当時の鈴木善幸内閣総理大臣が稲嶺一郎参議院議員（稲嶺恵一元知事ご尊父）とともにASEAN歴訪された際に提唱され実現。

\* 浦添市からの誘致を受け、平和と国際協力の願いをこめ、先の大戦で激戦地であった浦添前田の丘に設立。

\* 1999年、セミナー等を行う多目的室、広報展示スペースを備えた二ライホールを増設。市民に開かれた国際センターとして地方自治体や学校、NGO等の国際協力活動に利用されている。

## ● 組織・運営体制

常時約100名が勤務

（事業担当スタッフの他、建物管理委託業務関係者、図書資料室業務関係者等）



# JICA沖縄概要（沖縄振興とJICA事業）

## ✓ JICA事業の位置づけ

県が目指す「日本の島嶼外交にも貢献する国際貢献拠点形成」のための実働拠点として貢献

【国】（改正）沖縄振興（開発）特別措置法第 84条

国際協力事業の実施を通じて沖縄振興に寄与することが定められている

【県】新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄県振興計画）：

基本施策4（世界に開かれた交流と共生の島を目指して）を中心に、施策3、5にも貢献

### 将来像4：

**世界に開かれた交流と共生の島を目指して**

- アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する地域協力外交の展開
- 沖縄を結び目とするグローバルな交流ネットワークの形成
- 世界の島嶼地域等との国際協力と国際的課題への貢献

### 将来像5：

**多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して**

- 多様な学びの享受に向けた環境づくり
- 「生きる力」を育む学校教育の充実
- 多様な能力を育て、力強く未来を拓く人づくり
- 人口減少に対応し、地域を支える人づくりと人材の確保

### 将来像3：

**希望と活力にあふれる豊かな島を目指して**

- デジタル社会を支える情報通信関連産業の高度化・高付加価値化
- 沖縄の優位性や潜在力を活かした新たな産業の創出
- 亜熱帯海洋性気候を活かした持続可能な農林水産業の振興
- 地域を支える第2次産業と県産品の振興
- 島々の資源・魅力を生かし、潜在力を引き出す産業振興
- 誰もが安心して働ける環境づくりと多様な人材の活躍促進

●はJICA事業が施策の成果指標となっている

\* 振興計画達成にむけ、2013年県との連携協定締結（全国初）  
→新振興計画にあわせ、2022年11月に更新版を締結

# JICA沖縄概要（事業規模）

事業内容	2022年度実績	累計
①技術研修員受入れ	➤ 新規受入数:57コース、 98カ国378名	累計164カ国13,833名 (1982年から2022年)
②海外協力隊派遣	➤ 新規派遣人数:8名 (募集説明会等参加者96名)	累計83カ国608名 (1968年から2022年)
③民間連携事業 (本邦企業海外展開支援)	➤ 実施中件数:2件	累計16カ国26件 (2010年から2022年)
④草の根技術協力	➤ 実施中件数:5件	累計21カ国37件 (2004年から2022年)
⑤国際理解・開発教育支援	➤ 参加者数:約1万人 (フェスティバル、教員向け含む)	累計約25万人 (2000年から2022年)
⑥国際協力・交流フェスティバル	➤ 来場者数:1488人(2022年10月29日 1日開催) ➤ HPアクセス数8,065件	累計約5.2万人(2012～) *実施は2000年より
⑦センター施設利用	➤ 利用者数:約4万人(NGO、学生、中小企業等の事業相談に係る来訪者や施設見学者等の延べ人数)	累計約44万人 (2005年から2022年)

- 重点
- ①沖縄の特性『島嶼性』、『亜熱帯性』、『独自の歴史・文化(歴史的特性)』
  - ②県系移民とその子弟のネットワーク(ウチナーンチュ・ネットワーク)強化
  - ③グローバル人材育成・多文化共生社会の構築

# 沖縄の力を活かした途上国の人材育成

JICAでは県内の各団体と協力し、開発途上国から研修員を受入れ(約90カ国/400名/年)、研修コースを提供しています。累計164カ国 1万3千人以上 (1982年～)

「島嶼性」、「亜熱帯性」の特徴、リソースを課題解決に活用  
 ⇒太平洋島嶼地域等とのつながりを強化



農産物を輸出するための実践的植物  
 検疫技術 (ミバ工類殺虫技術)



島嶼国における水資源管理



地域保健システム強化による  
 感染症対策

「独自の歴史・文化」 (歴史的的特性) や社会包摂を課題解決に活用



平和教育における  
 現職教員研修制度強化



地域に根差したインクルーシブア  
 プローチによる障害者の社会参加

## 沖縄の力を活かした途上国の人材育成

### 中南米日系社会（県系人）とのパートナーシップを強化

沖縄にルーツのある人たちが世界に41万人以上（2016年推計値）



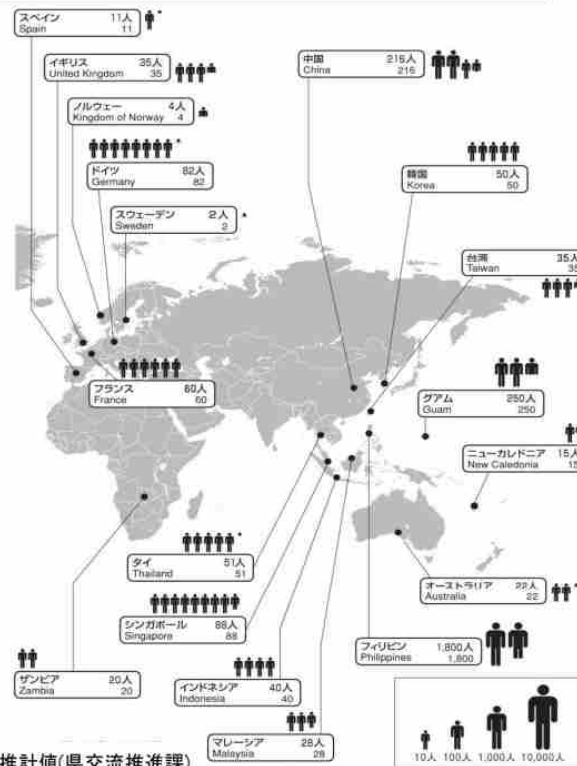
日系社会研修

沖縄のソフトパワーによる地域活性



日系社会研修・建築設計  
(意匠、構造及び設備)

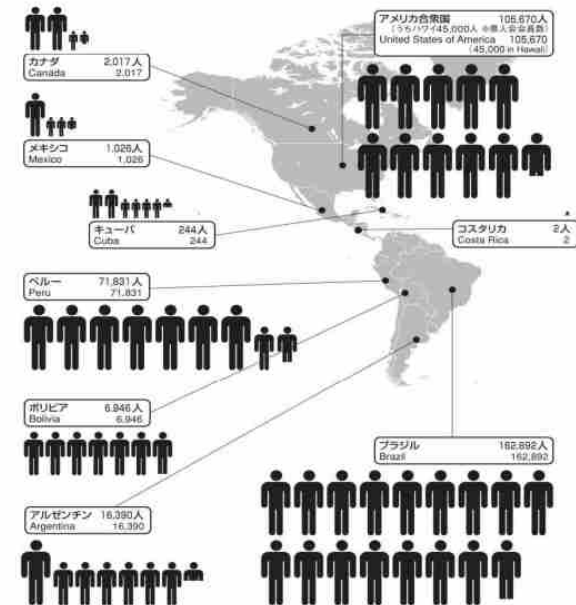
#### 世界のウチナンチュ分布図



H28年度推計値(県交流推進課)

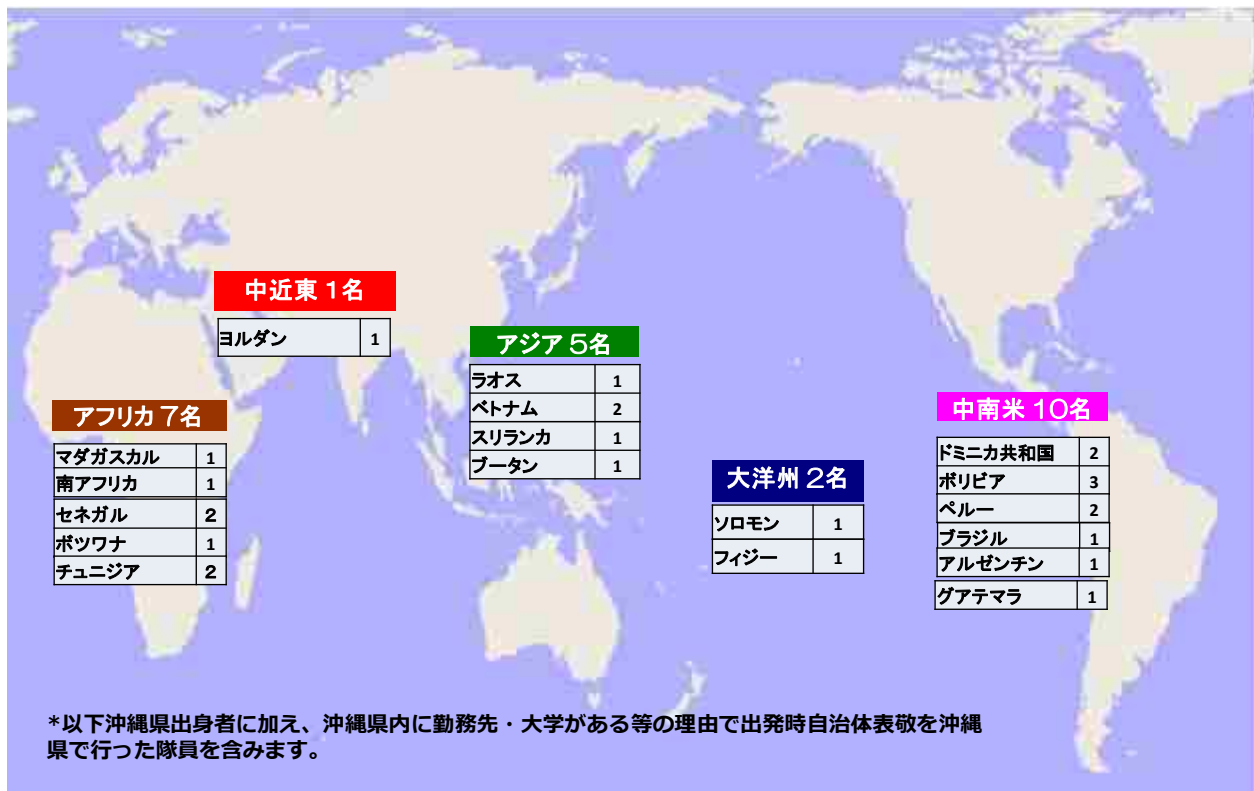
※北米、南米のほかは県人会員数(2016年現在)

地区	国名	沖縄県系人数
南米	ブラジル	162,892人
	ペルー	71,831人
	アルゼンチン	16,390人
	ボリビア	6,946人
南米計		258,059人
北米/その他	アメリカ合衆国	105,670人
	カナダ	2,017人
	メキシコ	1,026人
	その他	48,589人
北米・その他計		157,302人
合計		415,361人



★「第10回中南米日系社会との連携調査団（ペルー、ボリビア、ブラジル派遣）」実施（9月～10月）

## 沖縄県出身・派遣JICA海外協力隊活動状況



\*以下沖縄県出身者に加え、沖縄県内に勤務先・大学がある等の理由で出発時自治体表敬を沖縄県で行った隊員を含みます。

JICA海外協力隊 派遣実績累計

沖縄県 618人

(参考：全国 55,827人)



2022年度3次隊 小学校教育  
高良 大夢さん  
南アフリカ共和国派遣



2022年度7次隊 幼児教育  
德里 将さん  
セネガル共和国派遣

## 沖縄と世界をつなぐ、JICAの海外ビジネス支援

企業が有する優れた製品や技術を活用し、途上国が抱える課題やSDGsに貢献するビジネスを支援

**沖縄県採択実績(2010-2022) 26件／累計16カ国**

- 島嶼特有の課題に対応する技術提案が多い
- 環境エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理など

### 株式会社トマス技術研究所

法人所在地 沖縄県うるま市



インドネシアの課題 × 企業の技術

廃棄物の処理問題 × 高性能小型焼却炉

離島の漂着ゴミ処理で多くの実績を上げる小型焼却炉  
医療廃棄物問題の解決に貢献



【事業名】 島嶼地域における環境に配慮した小型焼却炉の普及・実証事業

【対象国】 インドネシア共和国

【実施期間】 2016年8月～2019年2月

### 株式会社南西環境研究所

法人所在地 沖縄県西原町



サモアの課題 × 企業の技術

森林伐採や開発による土壌侵食問題 × 濁水処理技術

沖縄と似た課題を抱えるサモアで沿岸域の環境保全と災害リスクの低減を目指す



【事業名】 バイオログフィルターを活用した環境改善及び災害リスク低減に関する普及・実証事業

【対象国】 サモア独立国

【実施期間】 2019年10月～2024年12月

# 沖縄の市民との連携

## 草の根技術協力 国際理解・開発教育

### 沖縄の知見・技術（ソフトパワー）の普及

「草の根技術協力事業」：自治体やNGO等の持つ経験・技術を活用して途上国に協力  
→ **開発途上国との共創を促進** 累計21カ国 37件(2004年から2022年)

#### 沖縄の知名度アップ

(例：「那覇モデル」「沖縄からの平和の発信」)  
協力対象国からの学びによる日本側スタッフの能力向上、  
協力対象国への海外展開にもつなげる可能性



コープおきなわ

ラオス：ラオラオ酒協同組合結成によるアタプー県共同体機能強化支援事業

### これからの沖縄の力を

～ グローバルな視野を持った若者の育成、教員の能力向上 ～



沖縄県教育委員会との  
連携に係る覚書



・国際協力出前講座  
2022年度は83校、約6,000人が利用  
・JICA沖縄来訪  
2022年度は62校・団体約2,300人



JICA教師海外研修：  
2023年度～パラオへ



おきなわ国際協力・交流フェスティバル  
今年は11月25日（土）

累計参加者  
130人



## 第1回万国津梁会議 発言内容メモ

2023年9月24日

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター (JANIC)

事務局長 水澤恵

### 1. 沖縄県の地域外交への関わりと意見

JANIC は国際協力 NGO のネットワーク組織であり、国際協力 NGO を中心に全国に約 200 団体の会員を有している。NGO の組織強化、調査研究、政府への提言活動、NGO と他セクターとの連携、市民への国際協力の理解促進などに取り組んでいる。

JANIC と沖縄県とのつながりができたのは、2020 年に沖縄平和賞を受賞したことである。JANIC は、アジアを中心に、貧困や環境などグローバルな社会課題に取り組む日本の NGO の活動を長年に渡り支えてきたことを評価いただき、受賞したと理解している。沖縄平和賞は、戦争と占領、基地問題などを抱える沖縄県が平和の願いを込めて贈呈する賞であり、この賞を受賞するということの重さを感じている。沖縄の市民からは、「なぜ、沖縄の NGO と比べても財政規模が大きい本土の NGO がもらうのか」「沖縄の平和の活動をしているのか」「今後、沖縄の平和とどのように向き合っていくのか」などの問いかけをいただいております、今も自問自答しながら活動を続けている。

JANIC では 2021 年より、沖縄平和賞を受賞した複数の国際協力 NGO とともに平和の活動をしている。2022 年度は沖縄県の後援をいただき「Peace & Democracy Forum 2022 ～当事者として平和と民主主義を考える～」開催した。本フォーラムではひめゆり平和祈念資料館、ウクライナおよびアフガニスタンから日本に避難している方々の受入に携わっている市民や NGO の方々に登壇いただき、沖縄の平和と世界の平和はつながっており、自分事として正に今起きている戦争の危機を考え、平和をつくっていく重要性について意見交換をした。JANIC ではこのように沖縄の地域の課題と、世界の課題をつなげて考えていく重要性を、沖縄県や沖縄平和賞受賞団体、沖縄県の市民とともに、今後も取り組んでいきたい。

今年については、沖縄及び本土の若者の人材育成や交流を NGO と連携して取り組んでいくことについて、沖縄平和賞受賞団体の NGO の有志で検討している。沖縄県におかれては、こうした市民の取り組みについて、引き続きぜひ側面的にご支援いただきたい。

参考 URL :

Peace & Democracy Forum 2022 ～当事者として平和と民主主義を考える～@オンライン

<https://www.youtube.com/watch?v=oe30dSDmF50>

沖縄平和賞は、沖縄県の地域外交の重要な要素であり、世界平和と協力の促進に向けた取り組みを推進している。この賞を通じて、地域住民、国際協力 NGO、そしてウクライナやアフガニスタンなど他国との連携が強化され、地域外交の成功に寄与している。

## 2. 地域外交の構想や様々な分野における戦略等の提案

沖縄県の地域外交について、国際協力 NGO の立場からお話ししたい。沖縄県は、美しい自然環境、豊かな文化、そして戦略的な地理的位置を持つ、日本の特別な場所である。他方で過去においてさまざまな困難に直面し、平和構築のためには市民による国際的な協力が不可欠であることを示してきた。

第一に、沖縄県はアジア太平洋地域で重要な位置にあり、地域外交においても大きな役割を果たすことができる。そのため沖縄県と連携することで、国際協力 NGO は、国際的な連携を推進し、国際協力・交流の促進、平和と安全保障にも貢献できる重要な役割を果たすことができる。緊張が高まる世界情勢の中、沖縄県については、地理的に台湾や香港、韓国などにも近いため、市民によるアジアの平和のネットワークの拠点として沖縄県が存在感を高めていただくことを期待している。

市民による国際的な連携・対話の具体的な事例としては、「台湾有事」を起こさせない・沖縄対話プロジェクト実行委員会というプロジェクトがある。このプロジェクトは、台湾をめぐる危機は武力によって解決しない、対話によって保守と革新の違いも、世代の違いも、国籍の違いも乗り越えて平和の世論を作り出してくしかないと考える、研究者・メディア・NGO 関係者など多様な市民の有志によって結成され、シンポジウムや学習会を開催している。

第二に、国際協力や多文化共生に取り組む NGO は、文化交流プログラムや教育プロジェクトを通じて、沖縄の文化を他の国と共有し、理解を深めていくことができる。沖縄県は多様な文化が共存する場所であり、地域住民、特に若者の NGO 活動への巻き込みも非常に重要だ。地元の専門知識やリーダーシップを持つ市民が、地域の問題に対処し、解決策を見つける際に重要な役割を果たすことができる。例えば沖縄 NGO センターは、開発教育の教材を豊富に持っており、地域の学校や市民などに対して教育機会を提供している。

上記のような広範なテーマをカバーする市民のネットワークとして、JICA、NGO、企業などが協働で運営しているおきなわ国際協力プラットフォームがある。このフォーラムは、SDGs の実現に向け、特に国際協力において県内の企業や NGO 等のステークホルダーのネットワーク化に取り組むため、2019 年から「おきなわ SDGs 国際協力ネットワーク形成プログラム」が始まり、同プログラムの中で「環境」、「キャパシティビルディング」、「食育、商品開発・マーケティング」、「平和」、「外国人材」の 5 つの分科会が設置され、セクターを超えた連携をしながら、活発に活動している。

### ■参考

おきなわ国際協力プラットフォーム加盟団体一覧

<https://oicpf.org/wp-content/uploads/2022/11/8ceb20aa0735326c29e67d699c7887b0.pdf>

沖縄 NGO センター 国際理解・開発教育データベース

<https://www.oki-ngo.org/db/>

沖縄対話プロジェクト

<https://okinawataiwa.net/>

### 3. その他、共有したい情報等～市民活動を活発にするために

今、社会課題の解決に取り組む NGO・NPO や活動家の活動を制限する“市民社会スペースの狭まり”が、世界的に発生している。誹謗中傷や脅迫、逮捕、銀行口座の凍結、ウェブサイト・事務所の閉鎖、活動許可の取り消しなど、弾圧の傾向は強まるばかりだ。そのため、沖縄県においては、県内・本土だけでなく、近隣のアジア諸国の情勢等も踏まえたうえで、市民活動が活発になるよう応援していただきたい。

なぜなのか。市民社会スペースが担う役割やこの問題にどう立ち向かうべきかを、国内外の動きを見ながら情報提供したい。

我々が“開発”を通じて目指す社会は、SDGs（持続可能な開発目標）のスローガンにあるように、誰一人取り残されることなく、人間の尊厳や人権が守られ、人びとが人間らしく自由に、豊かな暮らしができることである。それは、自由で平等な個人が、自立して対等な関係で構成されている社会を前提としており、その空間が「市民社会スペース（Civil Society Space, または Civic Space）」と呼べよう。

市民社会スペースは、国際法や国際基準によって保護されており、これまでも国連の決議、声明等によって、繰り返しその重要性が確認されてきている。しかし一方でその裏返しの証左でもあるが、国連に加盟している政府自らが、これらの権利を侵害し、人びとの自由を奪っているのが実情だ。

今世界では、表現の自由を行使したことによる拘禁、貧困や腐敗、経済的不平等、武力紛争、難民の道徳的危機、あらゆる形の差別、企業による人権侵害、人身売買、ヘイトスピーチ、市民社会組織規制等、さまざまな人権問題が起きている。

これらの問題の解決のために国連の人権システムがあるのだが、そのシステムの効果的な運用を図るには、市民社会による情報収集等の関与が不可欠であり、同時に市民自らが声を上げ、行動することが肝要である。もし市民社会スペースが奪われれば、自由権をはじめとする基本的権利を享受できず、仮に権利を奪われても、奪い返す手段にアクセスできないことになる。

今、世界的にも、この市民社会スペースの狭まりが問題になっているが、決して新しい現象ではない。世界最大の人権 NGO アムネスティ・インターナショナルは、今から半世紀以上前にロンドンで生まれた。ポルトガルの軍事政権下のカフェで、学生2人が「自由のために！」と乾杯しただけで逮捕され、7年の刑を受けた記事を読んで憤りを感じた弁護士が大衆運動を開始したことに始まる。その後も、市民社会スペースに関わる事例は、枚挙にいとまがなく、今日も世界中で日常的に政府が市民活動を規制し、弾圧することが起きているのが実態である。

市民社会スペースの問題は、日本も無縁ではなく、懸念材料が増えている。2017年の「報道の自由度ランキング」（国際 NGO 国境なき記者団／本部・パリ）で、日本は72位まで順位を下げており、ここ数年の日本の傾向を表している。SDGs 目標16との関係では、国連から人権や刑事司法制度等に関わるさまざまな改善勧告を受けており、その中には16の指標の一つである、“パリ原則に準拠した、独立した国立人権機関の設置”も含まれている。

世界中の NPO・NGO が加盟するネットワークである CIVICUS によれば、今年7月にニューヨークの国連本部で開催された、SDGs の進捗を各国が報告する会議「ハイレベル政治フォーラム（HLPF）」において、当初国別レビューを行う予定だった44カ国（実際の実施は33カ国）の「市民社会スペース度」を評価したところ、日本は他の11カ国と共に「狭まっている（narrowed）」に位置づけられている。も

しこのままの傾向が続けば、市民社会の活動そのものを委縮させることにつながりかねない。

市民社会は、政府に対して直接改善を求めたり、国連の人権システムのさまざまなルートを通じてアピールし国連と一緒に活動することができる。しかし、そのためには市民社会が政府などの言動をしっかりと記録し、時に自ら声をあげ、行動することが重用であり、何もアクションを起こさなければ、市民社会スペースはますます狭まるばかりである。まずは市民一人ひとりがこの問題に関心を持つことがスタートであり、何もせず手をこまねいていれば、深刻な状態になって気が付いた時は、すでに手遅れになりかねず、それは過去の歴史が繰り返し証明しているところである。

沖縄県の地域外交においては、沖縄及び近隣地域の市民活動が活発になるよう、アジアの重要な拠点として市民活動を後押ししていただきたいと考える。



出典：[Workshop at HLPF 2017/ACTION FOR SUSTAINABLE DEVELOPMENT](https://www.jststage.jst.go.jp/article/thinklobbyjournal/1/0/1_55/_pdf/-char/ja)

## ■参考記事

JANIC なぜ NGO にとって市民社会スペースが重要なのか

[https://www.janic.org/synergy/2017/10/civicspace\\_01](https://www.janic.org/synergy/2017/10/civicspace_01)

THINK Lobby ジャーナル 市民社会スペースに関する知見の現在地

[https://www.jststage.jst.go.jp/article/thinklobbyjournal/1/0/1\\_55/\\_pdf/-char/ja](https://www.jststage.jst.go.jp/article/thinklobbyjournal/1/0/1_55/_pdf/-char/ja)

以上

## 東アジアの平和をどのように準備するか

君島東彦

立命館大学教授

## 一 世界秩序の構造変動を凝視する

我々はいま東アジアの平和をどのように準備しようだろうか。本稿ではこの問題を大きな視野のもとでかつ根源的に考えてみたい。

八月一八日に米国ワシントン近郊のキャンプ・デービッドで開催された米日韓首脳会談が示すように、米日韓の政権側は中国を封じ込めるための三カ国連携(三カ国の集团的自衛権に基づく軍事同盟の萌芽?)を構築しようとしている。米ソ冷戦時代のソ連封じ込めと似た発想である。これは、ロシア・ウクライナ戦争が継続していることとあいまって、一見したところ、米国の同盟国と中国、ロシア、北朝鮮の側が対決する「第二次冷戦」下にあるように見えかねない。しかし我々は、現在の国際社会の深部で進行している構造変動を見逃してはならないだろう。

これについては、インド出身の国際政治学者、アマタフ・アチャリアの『アメリカ世界秩序の終焉——マルチプレックス世界のはじ

まり』<sup>1)</sup>が有力な補助線となる。アチャリアによれば、第二次大戦後に覇権国米国がつくった覇権的秩序は終わっている。これからのような秩序に移行するのか。中国が覇権国として米国に取って代わるわけではなく、諸地域が複雑に相互依存する多元的複合的な世界(アチャリアの言葉でいえば「マルチプレックス世界」)へ移行すると彼は見ている。米国の覇権的秩序の時代にくらべられた考え方や規範は、今後生き残り、異なる概念や考え方と融合・共存していく。いずれにしても、これからの世界秩序、グローバル・ガバナンスは、多様なアクター、様々な争点が重層的に交錯するものとなり、単純な二極構造などでは到底とらえられないということになる。

アチャリアのいう多元的複合的世界を実感させるのが、八月二二―二四日に南アフリカで開催されたBRICS首脳会議であり、九月九―一〇日にインドで開催されたG20首脳会議であろう。BRICS内、G20内に激しい対立(たとえば中印)をかかえているが、G20、

BRICSがこれからのグローバル・ガバナンスに少なからぬ影響を与えていくことが予想される。我々はこれらの動きを凝視しなければならぬ。

実は中国の世界秩序認識は、アチャリアに近いともいえる。米国の外交専門誌『フォーリン・アフェアーズ』二〇二三年八月号掲載のマーク・レナードの論説<sup>2)</sup>は興味深い。米国は冷戦の戦略を中国に対して復活させようとしているが、世界各国は冷戦型のブロック形成ではなくて自己判断と多層的連携に向かっていくと中国は見ており、その中で中国は大国の地位を確立できると考えているとレナードは述べている。

日本政府は「西側同盟の一員」という自己認識が強く、東アジアの分断を再生産しがちであるが、この分断を克服する道を追及しないかぎり、我々に平和は訪れない。多元的複合的世界の中で、どのようにこの分断を克服するか、我々の知恵、力量が問われている。

君島東彦(きみじま あきひこ)

専門は憲法学、平和学。立命館大学国際関係学部教授、国際平和ミュージアム館長。共著として、『平和学事典』(丸善出版)、『高等学校 公共』(教育図書)、『平和をめぐる14の論点』(法律文化社)など。

## 二 いま改めて平和論とは何かを問う

平和について考えるときの筆者の出発点はカント『永遠平和のために』(一七九五)である。この論稿は二〇〇年以上経つてもなお、もつとも重要な平和論である。この論稿の最初のほうでカントは「平和とは国家間の一切の敵対関係が終わることである」(筆者の試訳)と述べている。筆者はこの平和の定義から出発したい。つまり、平和とは複数当事者間の関係性の概念であり、一国で平和を考えることも一国で平和をつくることもできないということである。

平和は軍事、軍備の問題(軍拡、軍縮の問題)であると考えられがちであるが、軍事、軍備は関係性の表現である。相手に対する恐怖、不安、不信、敵意、憎悪、復讐心、パワーの保持が軍備のかたちをとる。我々の課題は、相手に対する不安、不信のような心理を制御することである。具体的にいえば、歴史和解の実現、信頼関係の構築、異なる価値観・文化の共存、軍事によらない紛争抑制メカニズムの整備等である。これらのことは軍備ではできない。このような意味で、平和論は軍事論ではなくて関係論である。軍事、軍備の根底にある関係性を凝視し、軍備によらない関係の構築を追求する必要がある。軍備によらない関係構築は外交である。

## 三 憲法平和原理の発展的読解

我々はこれまで、戦後日本憲法の平和原理

を正確、的確に読み取り、それを具体化するという点で不十分であったと筆者は感じている。筆者は憲法平和原理を次のようにとらえている<sup>9)</sup>。すなわち、植民地支配と侵略戦争によつて東アジアの平和を破壊した日本帝国主义を解体・克服し(憲法九条による帝国陸海軍の武装解除と日本の軍事的主権の放棄)、非武装日本の安全は国連の安全保障による(憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの生存と安全を保持しよう」と決意した)の部分がそれを示しているということである。しかし冷戦ゆえに国連の安全保障は実現せず、日本政府は国連による安全保障ではなくて日米安保体制に依存する方向へ向かった。もし我々が戦後日本憲法の安全保障構想の原点(敵を想定する分断的軍事同盟ではなくて包摂的安全保障体制の中で日本の安全を追求する)を維持・発展させようとするのであれば、我々は実現しなかつた国連の安全保障に代わる東アジアの包摂的安全保障体制を構築する努力をしなければならぬ。それは憲法前文の発展的読解、具体化である。このような東アジアの包摂的安全保障体制がなければ、憲法九条は生きないのである。

## 四 マルチトラック外交

外交主体としてのNGO、  
自治体、大学

### 1 東アジア包摂的安全保障体制への道

我々は東アジアの包摂的安全保障体制をどのように構築しうるだろうか。日本帝国主義

解体後の東アジアは、一貫して分断で特徴づけられてきた。この分断を克服するためには、きわめて長期的、多角的で粘り強い準備のプロセスを覚悟しなければならない。

本稿では「東アジア」という言葉を特に定義しないで使っているが、包摂的安全保障体制を考えるにあたって、どのような地域を単位として包摂を考えるか、それ自体が難問である。この問題について本稿では本格的な議論をする余裕がないが、これまで東アジア諸国政府の討議の場として継続してきた東アジア首脳会議(East Asia Summit)の枠組みは一つの可能性であろう。東アジア首脳会議のメンバーは、アセアン一〇カ国、中国、日本、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、米国、ロシアの一八カ国(アセアン十八)である。もともと東アジア首脳会議はアセアンを中心として地域的経済協力の討議の場として始まったものであるが、安全保障を含む広汎な領域の多国間協力の協議の場となっており、アセアン十八の枠組みで包摂的安全保障体制の議論をすることは一案であると思われる。

それでは東アジアの包摂的安全保障体制構築をめざす主体は何か。国際的な関係構築の第一の主体は外務省ということになる。しかし周知のように、東京とワシントンをつなぐ日米の外務・防衛官僚のつながりを中核として、日米を横断する政治家、ミリタリー、財界、メディア、アカデミア、司法がつくる権力複合体——豊下植彦は「安保村」と呼んだ

——が日本の安全保障政策を大きく左右しており、この権力複合体からすると、日本の政策は「西側同盟の一員」「東アジア分断の再生産」の方向へ向かう可能性があることに留意する必要がある。

これに関して筆者は、米国のダイアモンドとマクドナルドが提唱する「マルチトラック外交」の考え方が示唆に富むと考えている<sup>(4)</sup>。政府の外交をトラック一の外交とし、非政府のアクターによる国際的な関係構築をトラック二の外交と呼ぶ言い方はすでに定着しているが、ダイアモンドとマクドナルドは外交Ⅱ国際的関係構築のトラックはもつと多数ある(彼らは九つのトラックを挙げている)と主張するのである。

筆者はもともと、平和・安全保障を考えるにあたって、戦争準備をする宿命にある国家ではなくて越境的市民社会の役割を最重視する立場であるが、政府以外のアクターの国際的関係構築を重視するマルチトラック外交の考え方には深く共感する。ダイアモンドとマクドナルドが挙げる九つのトラックについての議論は省略して、ここでは筆者が重要であると考ええる三つのアクターについて触れておきたい。すなわち、越境的市民社会(NGO)、自治体、大学の三つである。

2 GPPACというNGOのネットワーク  
東アジアの包摂的安全保障体制の構築という目標に関して第一に挙げるべきは、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」

(GPPAC)という東北アジア全域をカバーする平和NGOのネットワークであろう<sup>(5)</sup>。二〇〇五年、コフィ・アナン国連事務総長の呼びかけに応じて、武力紛争予防のために世界各地のNGOが地域ごとに連携し、ネットワークをつくった。東北アジアでは、東京、北京、香港、台北、ソウル、ピョンヤン、ウランバートル、ウラジオストクを拠点とする平和NGOの代表者が二〇〇五年以来ほぼ毎年東アジア各地に集まって東北アジアの平和・武力紛争予防について討議を続けてきた。その中で、日本国憲法九条、東北アジア非核地帯構想、東アジアの平和教育等が議論されてきた。規模はささやかであるが、東北アジアの分断を越えて議論する場として、GPPACは重要なフォーラムである。北朝鮮の核開発問題を議論した六カ国協議が終わったあと、北朝鮮を含む東北アジアのすべての国家との友好関係を持つモンゴルが重要な役割を果たしており、北朝鮮からの参加に配慮してGPPACはウランバートルで開催されている(ウランバートル・プロセスと呼ばれる)。

### 3 自治体外交

マルチトラック外交の第二のアクターは地方自治体である。地方自治体は、中央政府の下請けではなくて、その地域の住民の人權を保障するために住民から統治の権限を信託された独自の政府として存在していると筆者は考えている。地方自治体は住民の人權(生命権、財産権等)を保障するために対外的な関係構築

の権限を行使しようというべきであろう。これがいわゆる自治体外交である。日本の地方自治体としては、静岡県、群馬県、沖縄県が「地域外交」を実行する部署(地域外交局、地域外交課、地域外交室等)を設置して、地域外交基本方針を策定している(あるいは策定を準備している)。国際的関係構築という点では、日本政府の外交との整合性が問題となるが、自治体と日本政府が対話をしつつ、住民の人權保障のための外交政策をつくっていくべきであろう。

### 4 外交としての研究教育交流

マルチトラック外交の第三のアクターは大学等の研究教育機関、あるいは学会等の研究者集団である。学問・研究は人類社会の広がりの中で行われており、研究交流は当然に国境を越える。大学教育もまた人類社会全体を対象としている。このような研究教育の国際交流は重要な国際的関係構築である。ここで筆者の経験をいくつか挙げておきたい。

二〇一一年から立命館大学国際関係学部の君島ゼミは上海の復旦大学国際関係学部の学生たちと日中学生平和対話という学生交流を行なってきた。二〇一八年からは韓国のキョソヒ大学国際学部も加わって、日中韓学生平和対話となった。これはまる二日間、英語で東アジアの国際関係について学生たちが交代でプレゼンを行ない、それをうけて参加学生全員で討論するというものである。この学生交流の効果は絶大である。もつとフォーマル



なものとしては、日本、中国、韓国、韓国の政府間合意にもとづき二〇一一年に始まった「キャンパス・アジア」という三カ国間の交換留学プログラムがある。神戸大学・復旦大学・高麗大学のような組み合わせでテーマを絞って三カ国三大学間の学生交流・交換留学を行なってきた。また、研究者集団の交流としては、日本平和学会が二〇一五年から行なっている「日中平和学対話」というものがある。日本平和学会と中国のチャルハル学会(外交に関する民間シンクタンク)、南京大学の三者で行ってきた平和学に関する日中交流である。これらはいずれも緊張関係にある日本、中国、韓国の間で、研究教育を通じた関係構築をめざすもので、確実に成果を挙げている。

五 アジア安全保障協力会議(CSCA)を準備する

ロシア・ウクライナ戦争によって「ポスト冷戦の時代」(大國間協調が可能であった時代)は終わったと言われており、冷戦終結が遠ざかった感があるけれども、冷戦終結をもたらした一因である欧州安全保障協力会議(CSCE)およびその後継組織である欧州安全保障協力機構(OSCE)から学ぶことは依然として大きいと思われる。

年に始まり、CSCEが冷戦を終わらせた。その後継組織OSCEはロシア・ウクライナ間の停戦合意、ミンスク合意を成立させたが、ロシア・ウクライナ戦争を防ぐことはできなかった。しかし、欧州において追求すべき安全保障体制はやはり包摂的なOSCEの方向にある。

筆者は先月八月二五日に米国ワシントンのアメリカン大学で開催された「米日韓三カ国協力に関するラウンドテーブル」で報告したが、もうひとりの報告者マーク・トコラ氏の発言に非常に勇気づけられた。彼は長年国務省に勤務していた米国の元外交官であるが、東アジアの安全保障について、「きわめて野心的で長期的な目標ではあるが、我々はCSCEのアジア版、つまりCSCAII(アジア安全保障協力会議)をめざすべきである」と述べたのである。トコラ氏の発言を敷衍すると、東アジア首脳会議(アセアン十)のように、アセアン、中国、ロシア、米国、日本を含む(つまり、現在の東アジアの分断線の双方を包摂する)諸国の安全保障協力会議を組織して、そこで(朝鮮戦争、台湾海峡、東シナ海、南シナ海等の)東アジアの紛争を制御していくべきだということである。筆者はトコラ氏のこの発言に同意する。現在の東アジアには、中国の「自由路、上海協力機構の方向と日米の「自由で開かれたインド太平洋」の方向の二つのベクトルが存在していて、これら二つのベクトルの双方を包摂するアジア安全保障協力会議(CSCA)を組織して運営することの困難さは

想像を絶するだろう。しかし米国の元外交官の発言は、東アジアの包摂的安全保障体制をめざすべきだという我々の考えの妥当性・合理性を再確認させるもので我々を勇気づける。

注

- (1) アミタフ・アチャリア著/芦澤久仁子訳『アメリカ世界秩序の終焉——マルチプレックス世界のはじまり』ミネルヴァ書房、二〇二二年。
- (2) マーク・レナード「未来ビジョンを巡る米中衝突——どちらの見方が正しいのか」フォーリン・アフェアーズ・レポート、二〇二三年八月号、二〇—三〇頁。
- (3) 詳細は、拙稿「憲法の平和構想」日本平和学会編『平和学事典』丸善出版、二〇二三年、一四—一九頁参照。
- (4) Louise Diamond and John McDonald, Multi-Track Diplomacy: A Systems Approach to Peace, Kumarian Press, 1996.
- (5) GPPACCについては、五十嵐誠「東アジアの新しい地域主義と市民社会——ヘゲモニーと規範の批判的地域主義アプローチ」(勁草書房、二〇一八年)、二九—三二六頁参照。
- (6) Mark Tokala氏は現在、ワシントンのシンクタンク、Korea Economic Institute of Americaの副代表をつとめており、アジア安全保障協力会議(CSCA)に関する発言は、Korea Economic Institute of Americaのウェブサイトで読める。





*Kumarian Press Books for a World that Works*

---

Multi-Track Diplomacy:  
A Systems Approach to Peace, Third Edition  
*Louise Diamond and John McDonald*

The Immigration Debate: Remaking America  
*John Isbister*

When Corporations Rule the World  
*David C. Korten*

GAZA: Legacy of Occupation—A Photographer's Journey  
*Dick Doughty and Mohammed El Aydi*

Bread, Bricks, and Belief:  
Communities In Charge of Their Future  
*Mary Lean*

HIV & AIDS: The Global Inter-Connection  
*Elizabeth Reid, editor*

All Her Paths Are Peace:  
Women Pioneers in Peacemaking  
*Michael Henderson*

The Human Farm:  
A Tale of Changing Lives and Changing Lands  
*Katie Smith*

Summer in the Balkans:  
Laughter and Tears after Communism  
*Randall Baker*

Voices from the Amazon  
*Binka Le Breton*

# Multi-Track Diplomacy

A Systems Approach  
to Peace THIRD EDITION

Dr. Louise Diamond  
Ambassador John McDonald



Kumarian Press

---

*Kumarian Press Books for a World that Works*

*Multi-Track Diplomacy: A Systems Approach to Peace, Third Edition.*

Published 1996 in the United States of America by Kumarian Press, Inc.,  
14 Oakwood Avenue, West Hartford, Connecticut 06119-2127 USA.

Copyright © 1996 Louise Diamond and John McDonald. All rights reserved.

No part of this book may be reproduced or transmitted in any form  
or by any means, electronic or mechanical, including photocopy,  
recording, or information storage and retrieval system, without  
prior permission of the publisher.

*Production supervised by Jenna Dixon*  
*Copyedited by Linda Lotz      Typeset by UltraGraphics*  
*Index prepared by Mary Neumann*

Printed in the United States of America on recycled acid-free paper by  
Thomson-Shore, Inc. Text printed with soy-based ink.



---

***Library of Congress Cataloging-in-Publication Data***

Diamond, Louise, 1944-

Multi-track diplomacy : a systems approach to peace / Louise Diamond,  
John McDonald. — 3rd ed.

p. cm. — (Kumarian Press books for a world that works)

Includes bibliographical references and index.

ISBN 1-56549-057-6 (paper : alk. paper)

1. Peace. 2. Peace movements. I. McDonald, John W. 1922-

II. Title. III. Series.

JX1952.D525 1996

327.1'72—dc20

95-42452

---

05 04 03 02 01 00 99 98 97 96 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 1st Printing 1996



## Dedication

In many cultures a significant action is always begun and ended with a dedication. We would like to dedicate this book, and whatever benefits may arise from it, to that wonderous peace pachyderm, the Multi-Track Diplomacy system, and to the realization of its collective vision of peace. May all our hopes and dreams for a peaceful world be furthered by the thoughts presented here, and may we all be strengthened by our efforts.

One Native American tradition says that if an action doesn't grow corn to feed the people, what good is it? We hope that this book will nourish and water the cornfields of peace, that citizens of this planet shall no longer hunger or thirst for a peaceful and fulfilling life.



# Contents

	Preface	viii
	Introduction	1
	The System as a Whole: Multi-Track Diplomacy	11
Track One	* Government <i>Peacemaking through Diplomacy</i>	26
Track Two	* Nongovernment/Professional <i>Peacemaking through Professional Conflict Resolution</i>	37
Track Three	* Business <i>Peacemaking through Commerce</i>	52
Track Four	* Private Citizen <i>Peacemaking through Personal Involvement</i>	60
Track Five	* Research, Training, and Education <i>Peacemaking through Learning</i>	70
Track Six	* Activism <i>Peacemaking through Advocacy</i>	87
Track Seven	* Religion <i>Peacemaking through Faith in Action</i>	97
Track Eight	* Funding <i>Peacemaking through Providing Resources</i>	108
Track Nine	* Communications and the Media <i>Peacemaking through Information</i>	120
	Preparing for a New Millenium: Issues Facing the Multi-Track Diplomacy System	131
	Intrasystemic Relationships	156
	Recommendations	162
	Bibliography	166
	Index	175

Finally, as deadly weapons find their way into the hands of groups and individuals all over the world, and as we recognize the potentially devastating effects of armed conflict anywhere, there is a renewed interest in the art and science of peace. When a single conflict could so easily lead to worldwide destruction—in other words, when faced with the issue of planetary survival—the forces for peace are mobilized.

For these and perhaps other less visible reasons, the nongovernmental movement toward peacemaking and peacebuilding has grown exponentially in recent years. As a result, we concluded that the designation of Track Two no longer covered the variety, scope, and depth of citizen involvement. We developed the concept of Multi-Track Diplomacy to begin the process of defining and describing the whole picture. Multi-Track Diplomacy consists of nine tracks in a conceptual and practical framework for understanding this complex system of peacemaking activities:

1. *Government, or Peacemaking through Diplomacy.* This is the world of official diplomacy, policymaking, and peacebuilding as expressed through formal aspects of the governmental process: the executive branch, the State Department, Congress, the U.S. Trade Representative's Office, the United Nations, and others.
2. *Nongovernment/Professional, or Peacemaking through Conflict Resolution.* This is the realm of professional nongovernmental action attempting to analyze, prevent, resolve, and manage international conflicts by nonstate actors.
3. *Business, or Peacemaking through Commerce.* This is the field of business and its actual and potential effects on peacebuilding through the provision of economic opportunities, international friendship and understanding, informal channels of communication, and support for other peacemaking activities.
4. *Private Citizen, or Peacemaking through Personal Involvement.* This includes the various ways that individual citizens become involved in peace and development activities through citizen diplomacy, exchange programs, private voluntary organizations, nongovernmental organizations, and special-interest groups.
5. *Research, Training, and Education, or Peacemaking through Learning.* This track includes three related worlds: research, as it is connected to university programs, think tanks, and special-interest research centers; training programs that seek to provide training in practitioner skills such as negotiation, mediation, conflict

resolution, and third-party facilitation; and education, including kindergarten through Ph.D. programs that cover various aspects of global or cross-cultural studies, peace and world order studies, and conflict analysis, management, and resolution.

6. *Activism, or Peacemaking through Advocacy.* This track covers the field of peace and environmental activism on such issues as disarmament, human rights, social and economic justice, and advocacy of special-interest groups regarding specific governmental policies.
7. *Religion, or Peacemaking through Faith in Action.* This examines the beliefs and peace-oriented actions of spiritual and religious communities and such morality-based movements as pacifism, sanctuary, and nonviolence.
8. *Funding, or Peacemaking through Providing Resources.* This refers to the funding community—those foundations and individual philanthropists that provide the financial support for many of the activities undertaken by the other tracks.
9. *Communications and the Media, or Peacemaking through Information.* This is the realm of the voice of the people: how public opinion gets shaped and expressed by the media—print, film, video, radio, electronic systems, the arts.

Each of these nine tracks represents a world unto itself, with its own philosophy and perspective, purpose, language, attitudes, activities, diversities, culture, and membership. At the same time, each of these worlds exists in the context of the others. Among and between these mini-worlds are numerous places of overlapping, collaborative, and complementary activities; relationships that span the spectrum from close and natural allies to adversaries; and varying degrees of openness for communication and mutual support. Therefore, the study of Multi-Track Diplomacy is more than simply a view into each of the tracks individually. It looks at the interrelatedness between them as well. It looks at the whole system.

## Mode of Analysis: A Systems Overview

The simplest definition of a system is that it is a set of interrelated components, acting with a common purpose, that exchanges

this system has a clear task, it often operates in the dark, or at least the dusk—planting seeds here and there, watering them now and then, feeding them this way and that, hoping that the combined efforts, over time, will have lasting effects.

A curious note about the Multi-Track Diplomacy system is that it does not define itself as a system. That is, although the nine component subsystems might define their tasks similarly, and might even recognize that their work is related to the work of some of the other tracks, it is unlikely that most individuals or institutions within the system actually see themselves as part of the larger whole. So even though the components may share a common purpose, they may not be aware of working together to achieve that purpose. It is one of the basic contentions of this book that the very act of naming the system invites that self-definition and has the potential to lead to a greater conscious cooperation among the tracks.

### Shape of the Field

The constituent parts of the system, the nine tracks, have been named and are now presented in graphic form (Figure 1). Each track occupies a unique position in the diagram, yet they are all connected by the outer circle and at the center. Track Nine is represented by the inner circle and links all the tracks together through its function, communication. The nine tracks are organized in a circle to suggest graphically the underlying principle of systemic thinking: the whole is greater than the sum of its parts. The components of this system are vastly different from one another, yet somehow they are sufficiently related to, and interactive with, one another to build a synergistic energy that carries their efforts beyond simple listing or summation of one plus one.

Whereas a circle can show the general shape, other forms can demonstrate the reorganization of the same components in functional rather than descriptive terms. One way of looking at the field is in the triangle of peace research, action, and education (Figure 2). In this model, discussed at the International Conference of Peace Institutes in Des Moines, Iowa, in June 1990, the system is defined by types of activities. Research includes both basic or pure research and applied or action research. Action includes advocacy and direct peacemaking; education refers to both informational and learning-by-doing activities. Although the three are consumers and resources for one another, they are also affecting and affected by the central

Figure 1

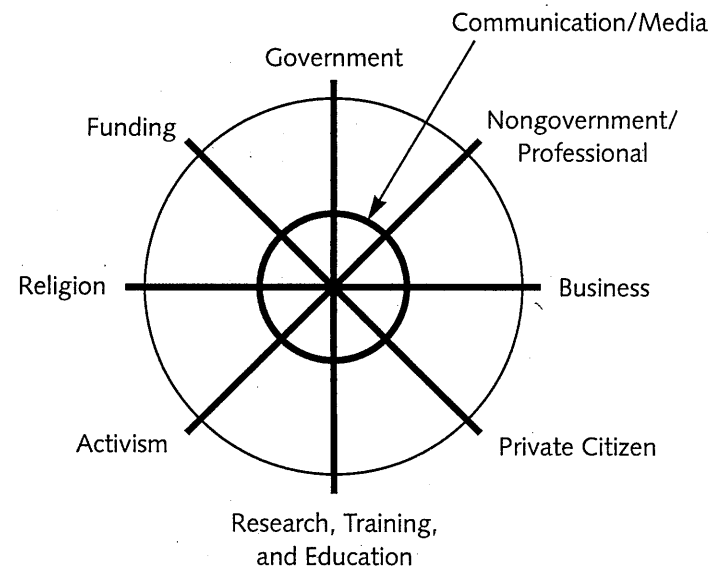
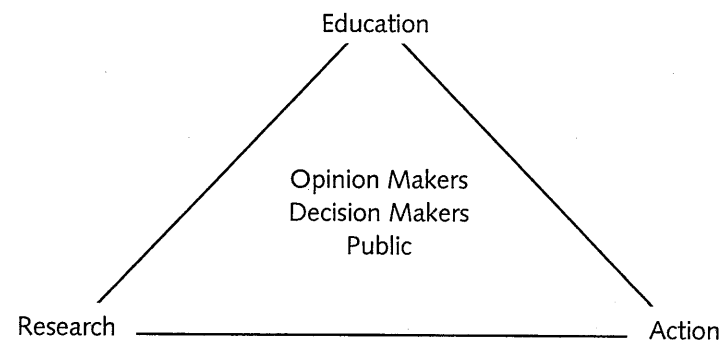


Figure 2



全国憲法研究会編

『憲法問題29』

三省堂 2018年

## 六面体としての憲法9条

—憲法平和主義と世界秩序の70年—

君島 東彦 (立命館大学)

はじめに

### 1 憲法平和主義のグローバルな立体的構造的把握

本稿の課題は、憲法平和主義の70年の軌跡をトータルに検証することである。憲法平和主義をめぐる憲法動態は、国際関係・世界秩序の変動を動因とすることが多いから、本稿は国際関係・世界秩序の変動にとりわけ注意を払う。また、「平和主義」という日本語はきわめてルーズに使用されており、この概念 (concepts, conceptions) の明晰化は必須である。いずれにしても、憲法平和主義の軌跡、概念を明晰にとらえるためには、憲法学から越境して、平和研究、国際関係学の考察を参照することが必要となる。本稿は、日本国憲法の平和主義のグローバルな立体的構造的把握をめざしている。まだ論証・実証の不十分な作業仮説、ラフなスケッチでしかないが、読者のご批判を乞う次第である。

### 2 六面体というとらえ方

日本国憲法の平和主義をとらえるときのポイントは、その矛盾、多義性、多面性、可能性をトータルに、かつ明確に腑分けしてとらえることである。憲法9条は違った人々に違ったものとして映る。この複雑さを明確に腑分けするために、本稿は「六面体としての憲法9条」というとらえ方を提示する (図参照)。これは、かつて長谷川正安が提起した「2つの法体系」論、武藤一羊の「戦後日本国家の3つの正統化原理」という考え方、あるいは酒井直樹がいう「日本国憲法の二枚舌・三枚舌性」の認識等の示唆を受けつつ、それらを修正・補強するものとして提示する憲法9条の「解剖図」である。本稿は、ワシントン/サンフランシスコ、大日本帝国、日本の民衆、沖縄、東アジア、世界の民衆という6つの視点から9条を見て、それらの総体として9条をとらえる。このようにして初めて、9条の全体像をとらえることができると考える。ただし、6つの視点はいわば分析のための理

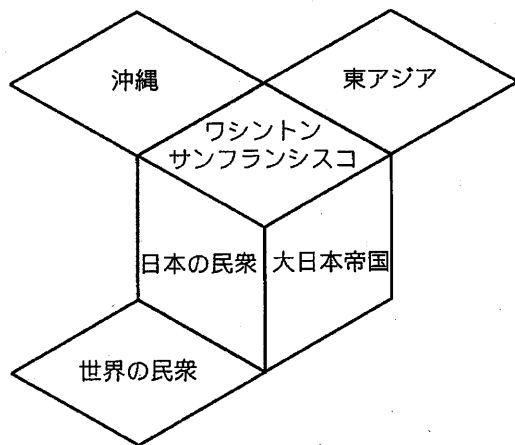


図 六面体としての憲法9条

念型であり、現実には相互に絡み合っていて判然と切り分けられるものではないともいえよう。

## I ワシントン、サンフランシスコから9条を見る

### 1 枢軸国の占領改革・非軍事化

戦後世界秩序はやはりボックス・アメリカーナ——米国の覇権国とする世界秩序——として見る事ができるであろう。このボックス・アメリカーナの価値的基礎は第2次世界大戦の前後に主として米英によって定礎されている。すなわち、ルーズヴェルト米大統領のいう「4つの自由」(1941年1月)、ルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相によって調印された大西洋憲章(1941年8月)等が、米国参戦以前に、戦後世界秩序の方向性を示している。この方向性は、戦後の国連憲章(1945年6月)、世界人権宣言(1948年12月)につながっていく。

憲法9条を見るうえで重要なのは、大西洋憲章第8項である。そこには、「広汎かつ恒久的な一般的安全保障制度が確立されるまでは、侵略の脅威を与える諸国が陸、海、空の軍備の使用を続けるかぎり、将来の平和は実現不可能であるので、それらの諸国の武装解除は必要不可欠である」という文章が含まれている。ここで「侵略の脅威を与える諸国」は枢軸国を指している。これが憲法9条2項の1つの起源といえよう。

9条2項は、連合国による枢軸国の武装解除である。アジア太平洋戦争

という侵略的な武力行使をした日本の武力を全面的に否定するというものである。その意味では、憲法9条には懲罰的意味が含まれているといえる。1945-46年の時点で、世界平和の課題は枢軸国の非軍事化・民主化であり、これは連合国による枢軸国の占領改革等によって追求された。占領改革の中で、憲法改革は不可避であり、日独伊のいずれにおいても、非軍事化条項=平和条項——日本の9条、イタリアの11条、西ドイツの26条——を含む新憲法が制定された。9条の起源は、連合国軍総司令部による憲法改革の基本方針というべきマッカーサー・ノート第2項であるが、これがどこから来たかについては研究者の間で見解の相違があり、この問題はまだ決着が着いていない。

### 2 「サンフランシスコの平和」=西側同盟への組み込み

1947-48年の時期に、冷戦の開始=連合国の分裂・対立によって、連合国と枢軸国の関係は変わった。ボックス・アメリカーナの中で、枢軸国の位置づけが変わったのである。朝鮮戦争の只中、1951年9月にサンフランシスコで調印された連合国——ソ連、中国等は含まれていない——と日本との平和条約および日米安全保障条約がその後の基本的な枠組みをつくった。武装解除された日本の安全は国連によるという想定が変わり、日本の安全は日米安全保障条約=米軍の日本駐留によることになり、またソ連と対決する西側同盟を補完するために日本再軍備が追求された。

他方で、枢軸国を占領統治するために駐留した米軍は、枢軸国の占領統治終了後も——イタリアから一時撤退した時期があるが——基本的にはそのまま駐留を続けた。それゆえ、日本、ドイツ、イタリアには多くの米軍基地が存在し続けている。枢軸国に駐留する米軍は、旧敵国を封じ込め、さらにソ連を封じ込める「二重の封じ込め」の役割を果たしたといわれる。駐留米軍の9条適合性は、砂川事件最高裁判決等で支えられてきた。

米国は憲法9条改正による日本再軍備を追求したが、日本国民の抵抗ゆえにそれは実現せず、9条改正なしの——憲法9条解釈変更による——日本再軍備が進行した。日本の保守政治家も、米国からの軍事的役割分担要求に対抗する武器として、憲法9条を活用していた。

### 3 冷戦後の憲法平和主義——ボックス・アメリカーナ黄昏期の日本

米ソ冷戦の文脈の中で、相対的に安定的に運用されていた日米安保体制は、冷戦後、激しく変化し続けている。冷戦後、グローバル・ガバナンス

において日本の経済力に見合った国際貢献・役割分担を求める声が高まり、もともと海外派遣を想定していない自衛隊を海外に派遣する決断がなされた(国連PKO、後方地域支援等)。

2000年から、ワシントンDCのシンクタンクの報告書が自衛隊の集団的自衛権行使解禁を含む政策提言を出し続けており、それが日本の安全保障政策に影響を与えてきた。2012年8月に発表されたアーミテージ・ナイ報告書は「集団的自衛権行使については解釈改憲がよい、明文改憲は求めない」と述べていた。集団的自衛権の限定的行使容認を含めて、自衛隊の活動範囲を拡大した2015年の安保法成立は、ワシントンDCの意向に沿っているであろう。少し前からボックス・アメリカナは衰退期・黄昏期に入っているが、トランプ政権は国際協調主義、多国間主義を軽視することで、衰退を加速させる可能性がある。

これに関連して、安倍政権の「国際協調主義に基づく積極的平和主義」に触れておきたい。安倍政権は2013年12月17日に閣議決定した国家安全保障戦略において「国際協調主義に基づく積極的平和主義」を日本の安全保障の基本理念として打ち出している。この「積極的平和主義」の理念は、日本国憲法の平和主義から導き出されたのではなく、冷戦後、湾岸戦争後の自民党および外務省の議論に由来することに留意すべきである。これはボックス・アメリカナ黄昏期に、米国の力の不足を自衛隊の更なる活用によって補完しようとするもので、むしろ憲法9条改正を準備する方向性を持っているのである。

## II 大日本帝国から9条を見る

### 1 バックス・アメリカナにおける天皇制と9条

戦後日本の保守政治家は、大日本帝国の価値観を密かに温存しつつ、ボックス・アメリカナに組み込まれた。昭和天皇もボックス・アメリカナに組み込まれることで、生き延びた。彼らにとっては、日本軍/日本軍国主義を解体する9条は「天皇制と彼らの政府」をまもるための「避雷針」として理解されたであろう。天皇制ではなくて日本軍が犠牲となったのである。マッカーサー・ノートの第1項(天皇制の存続)と第2項(戦争および戦力の放棄)は密接に結びついている。1946年2月、日本国憲法の草案、いわゆるマッカーサー草案を提示された幣原内閣が、はじめは抵抗しつつも、最終的にそれを受け入れたのは「皇室のご安泰」のためである。むしろ昭和天皇自身の方が、いわゆる松本案の保守性・不十分さを認識し

ており、マッカーサー草案を評価していた。

たしかに天皇制の護持と9条は関係があるのであるが、米国政府はかなり早い段階で戦後の天皇制の存続を判断していたとする解釈がある。加藤哲郎によれば、1942年6月の米国陸軍省の文書がすでに「天皇を軍部から切り離し、平和の象徴として利用する」という戦略を提案している。早くもこの時期から戦後日本の象徴天皇制を構想していたグループが米国政府内にいた可能性がある。また、ハーバード大学の少壮学者であったエドウィン・ライシャワーが1942年9月に陸軍省に内密に送った「対日政策に関する覚書」は、「戦争終結の後の思想戦のために、天皇を貴重な同盟者あるいは傀儡として使用可能な状態に温存する」ことの重要性を訴えている。戦争終結後に天皇を同盟者あるいは傀儡として使うためには、戦争責任が天皇に及ぶことを回避しなければならないであろう。それはまさにマッカーサーが行なったことであった。

### 2 戦後日本の「ポストコロニアル状況」

日本国憲法は「ポストウォー(戦後)」の憲法であると同時に「ポストコロニアル(植民地以後)」の憲法である。しかし、日本国憲法のポストウォーの憲法としての性格が強く自覚されてきたのと対照的に、日本国憲法のポストコロニアル性はあまり意識されてこなかった。大日本帝国は、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言等で、敗戦に付随して他律的に脱植民地化したゆえに、戦後日本において植民地主義の克服は弱い。連合国が日本の戦争犯罪を裁いた東京裁判においても、戦争責任は問われたが、植民地責任は問われていない。サンフランシスコ平和条約においても、植民地責任の追及は微弱である。

戦後日本における植民地主義の残存=ポストコロニアル状況をもっとも端的に示しているのは、在日コリアンの地位と彼らの権利保障の不十分さであろう。彼らは1952年、サンフランシスコ平和条約の発効にともなう日本政府の通達によって、日本国籍を剥奪された。彼らはいまでも日本国籍(citizenship)、選挙権を持っていない。彼らは「国民主権」から排除されている。これも大日本帝国の脱植民地化の不十分さを示している。

### 3 「帝国意識」の現段階

戦後日本のポストコロニアル状況については、酒井直樹の分析が鋭い。酒井によれば、敗戦後日本は、ボックス・アメリカナに組み込まれて、



米国の世界支配の「下請けの帝国」となった。戦後日本は米国との関係においては従属的な地位にあるが、旧植民地（朝鮮半島等）への優越感・差別意識を保持し続けて、帝国意識を残存させてきた。

しかしながら、ボックス・アメリカナの衰退期・黄昏期を迎え、東アジアのパワーシフト（日中の国力の逆転、他のアジア諸国の台頭）が起きているいま、帝国意識と現実とのズレは顕著になっており、この帝国意識は「ひきこもり」（現実逃避の自己賛美）と「排外主義」（ヘイトスピーチ）に向かっている。そして、この残存する帝国意識が、現在の嫌韓感情、北朝鮮脅威論、中国脅威論に接続しており、「安全保障環境の変化」を理由とする現在の日本の軍事化、9条改憲論を支えているといえる。

### III 日本の民衆から9条を見る

#### 1 軍国主義からの解放としての9条

日本国憲法9条は、軍国主義から日本の民衆を解放した。韓国の民主化運動が軍事独裁政権を倒した事例とは異なり、日本の民衆運動が軍国主義を倒したのではなく、帝国陸海軍の軍事的敗北によって民衆が軍国主義から解放されたのである。憲法9条につながる反戦・軍縮・平和の思想と実践は、戦前の日本にあったけれども、その思想と実践が直接に9条を成立させたというよりも、敗戦が9条を成立させたというべきである。

#### 2 日本の民衆・憲法研究者による9条の内面化

しかし、日本の民衆は、憲法9条改正への反対、駐留米軍および自衛隊の9条適合性を争う憲法訴訟等のプラクティスによって、憲法9条を主体的につかみ取り、自らのものとして内面化していった。戦後日本の憲法研究者は、1791年フランス憲法以来の憲法平和条項の歴史、カント平和論、1920年代米国の「戦争非合法化」論、1928年パリ不戦条約（ケロッグ・ブリアン条約）、戦争違法化の潮流、そして近代日本の平和思想・平和運動の歴史の中に憲法9条を位置づけた。そして、9条をめぐる数多くの憲法訴訟を理論的に支えた。彼らはまた、日本国憲法前文の平和的生存権の考え方に注目し、世界に先駆けて「人権としての平和」を打ち出した。

このような9条と前文の理解は、日本国憲法が制定されたときにすでに自覚されていたわけではなく、戦後日本の民衆、憲法研究者が徐々に獲得したものである。これら70年にわたる日本の民衆と憲法研究者のプラクティスこそが最も重要である。戦後日本の民衆、憲法研究者によってつか

み取られた憲法9条は、もはや連合国による枢軸国の武装解除の規定あるいは天皇制を護持するための避雷針ではなくて、武力によらずに平和をつくることをめざす規定としてつくり直されている。小熊英二の言葉を借りるならば、「戦後日本において……原著者の意図をこえた読みを施されていたテキストの代表例は、日本国憲法であった。アメリカから与えられた憲法が、アメリカの冷戦戦略に対抗し、日本のナショナリズムを表現するための媒体となっていたのである」。小熊は、「九条ナショナリズム」という言い方をしている。

### 3 平和問題が憲法問題となった——そのプラスとマイナス

戦後日本の平和運動・平和研究・平和教育は、9条という憲法規範を持ったことの圧倒的な影響を受けた。9条という憲法規範は、附随的違憲審査制と相まって、民衆のイニシアティブで日本の軍事化を批判する最大の拠り所となった。9条があるゆえに、戦後日本においては、平和問題は憲法問題となったし、平和運動も憲法訴訟や護憲運動のかたちをとることが多かった。しかし、これにはマイナス面もある。戦後日本では、平和問題がもつばら憲法論（解釈論、改正論、擁護論）になってしまい、日米安保体制にとって代わる平和・安全保障の構想や政策を打ち出して、民衆がそれを実現していくことが不十分であった。また、世界各地の紛争や人道的危機に対する日本の国際平和協力も、自衛隊を派遣すべきか／派遣すべきでないかという議論に傾斜していき、自衛隊を派遣しなければそれだけで平和に近づくかのような錯覚が生じた。戦争を克服し、平和をつくるわれわれの課題にとって、憲法規範はもちろん重要であるが、戦争克服・平和創造のアジェンダは憲法規範を超える広大な領域に及ぶのである。憲法9条は「包括的な平和政策パッケージのコア」というべきものであり、「包括的な平和政策パッケージ」が提示される必要があるのである。

### IV 沖縄から9条を見る

#### 1 9条、天皇制、駐沖米軍の相互関係

マッカーサーにとって、憲法9条と沖縄の米軍基地はセットであった。憲法施行1か月後の1947年6月、マッカーサーは「沖縄に米国の空軍を置くことは日本にとって重大な意義があり、明らかに日本の安全に対する保障となろう」と述べている。沖縄の米軍基地の存在ゆえに憲法9条が可能になったという面がある。また、昭和天皇は、1947年9月、宮内庁御

用掛、寺崎英成を通じて、連合軍最高司令官政治顧問であるウィリアム・J・シーボルトに、日本をまもるために米軍の沖縄長期占領を望むという、いわゆる「沖縄メッセージ」を伝えた。このような事情をみると、天皇制、9条、沖縄の駐留米軍は相互に結びついている。

## 2 平和を希求し続ける沖縄——憲法から国際人権法へ？

沖縄は1945年3月末から米軍の統治下に入り、1946年11月3日公布・1947年5月3日施行の日本国憲法は適用されなかった。また、1952年4月28日に発効したサンフランシスコ平和条約第3条によって沖縄は本土から切り離されて、米軍による統治が続いた。日本国憲法9条が適用されなかった沖縄には、しかし、非戦論の平和思想の伝統があり、また阿波根昌鴻に代表される非暴力の抵抗運動の経験があった。

暴力的な米軍の占領統治に悩まされた沖縄の人々は「平和憲法への復帰」を希求した。しかし本土復帰後、日本国憲法が適用されたあとも、さらには冷戦後においてもなお、沖縄の米軍基地は減らなかった。1995年9月、米兵による少女強姦事件を契機として、沖縄県民の反基地感情の高まりの中、大田昌秀知事は米軍用地強制使用のための代理署名を拒否した。これが、沖縄県知事と日本政府との間の一大行政訴訟、職務執行命令訴訟になっていった。この訴訟において、大田知事は、沖縄に米軍基地が不平等に、過度に集中していることに伴う沖縄県民の財産権・平和的生存権侵害を訴えたが、最終的に最高裁も、米軍基地のための土地の強制使用は合憲と判断した。この訴訟は沖縄の人々に「日本国憲法の平和主義は沖縄に平和をもたらさない」というメッセージを送ったであろう。

この訴訟のあと、沖縄の人々は日本国憲法よりも国際人権法、国際人権機関を通じて、米軍基地/日米安保体制がもたらす人権侵害、自決権の侵害を克服する方向性を追求しているように思われる。また、米軍基地県外移設論や琉球独立論のような日本国憲法の平和主義とは異なる平和の希求のかたちも存在している。

## V 東アジアから9条を見る

### 1 東アジアの人々の安全保障の規定としての9条

日本国憲法9条は日本の安全保障の規定ではなかった。9条は「日本軍国主義の脅威に対する安全保障」の規定であり、連合国の安全保障の規定、大日本帝国の侵略戦争によって被害を受けた東アジアの民衆の安全保障の

規定であった。日本の安全保障は国連によるというのが日本国憲法の原意である。しかし、冷戦ゆえに国連による安全保障が期待できなくなった時点から、日本の非武装ではなくて再軍備が求められ、「9条は、自衛のための必要最小限度の実力の保持、自衛のための武力行使を禁ずるものではない」という憲法解釈が生まれた。この時点から、9条は日本の安全保障の規定に変容したといえよう。そして、前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」するという日本国憲法の本来の安全保障観は後景にしりぞいていった。

対アジアの侵略戦争とのかかわりで、日本国憲法9条を最も早い時期に最も深いところでとらえたのは日高六郎である。日高は、1946年3月7日に新聞紙上で発表された「憲法改正草案要綱」を読んだときのことを振り返って、次のように書いている。

「……私は、アジア全域の戦禍と虐殺を経験した民衆が、どのように日本国憲法を読み、第九条を理解するであろうかを考えた。彼らにとっては、第九条は、日本が再度、残虐な武力行使、独善的な政治行動、人権侵害の差別行為をしないことの国際的な保障でなければならなかったはずである。……第九条に懲罰の意味がふくめられていることは、彼らにとっては当然のことであった。……私たちにとって不可欠なものとみは、十五年戦争を思い出し、記憶にきざみつけること。歴史として残すこと。反省の感情と人間としての倫理感を結びつけること。そのことができないで、『第九条』の世界的先駆性を語るのには、恥ずかしい……。」

### 2 「ドーナツ型の代替軍国主義」という見方

冷戦期、自衛隊は存在したが、憲法9条は維持された。憲法9条が維持されたのは、日本国内の政治（護憲野党の存在、保守政治家の9条利用）、平和運動、憲法研究者の努力等々のさまざまな要因によるであろうが、東アジア国際関係の構造も無視できない。韓国の研究者、権赫泰は、冷戦期に韓国、台湾、沖縄等が軍事的対峙の最前線の役割を果たしたからこそ、日本本土は軽武装ですみ、9条を維持できたのだという「構造的連関」を重視する。

この「構造的連関」については、すでに坂本義和の鋭い分析があった。冷戦期、日本本土の相対的軽武装と周辺諸国の軍事化はセットであり、軍事化された周辺諸国を日本の経済援助が支えるという、「いわばドーナツ型の代替軍国主義の構造」があったと坂本は指摘していた。「戦後日本

の平和」を、東アジア国際関係の中で凝視するこれらの指摘は重要である。

### 3 東アジアにおける共通の安全保障

日本国憲法の安全保障構想は、先述したように前文に示されており、それは共通の安全保障あるいは安全保障共同体をめざす方向性といえる。われわれにとっては、どんなに困難で時間がかかろうとも、東アジアの共通の安全保障の枠組みをめざす以外の道はないであろう。政府間関係が停滞している場合、市民社会/NGOのイニシアティブが重要である。その一例として、東北アジア全域からNGOの代表が集まるプロジェクト、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC)の挑戦を挙げておきたい。ほぼ毎年開催されるGPPACの会議において、日本国憲法9条の意義がたえず確認されている。この地域にトランスナショナルな市民社会をつくる努力が共通の安全保障につながっていくであろう。

## VI 世界の民衆から9条を見る

### 1 <地球市民社会/NGO>と<平和のための法規範>の相互影響

日本国憲法9条1項の1つの起源としてパリ不戦条約(ケロッグ・ブリアン条約、1928年)があるということはしばしば指摘される。ここで見落とすべきでないのは、ケロッグ・ブリアン条約を成立させた原動力の1つとして1920年代米国の「戦争非合法化」運動という平和運動があったということである。他方で、1999年5月にオランダ・ハーグで開催されたハーグ平和アピール市民社会会議以来、世界の平和運動/平和NGOが9条を引用することが多くなった。このつながりは興味深い。つまり、米国の「戦争非合法化」運動→ケロッグ・ブリアン条約→憲法9条1項→ハーグ平和アピールというつながりが見られるのである。ここには、<地球市民社会/NGO>と<平和のための法規範>との相互影響関係がある。

### 2 次の世界秩序を準備する9条

先述したように、憲法9条がいわゆるマッカーサー・ノート第2項に由来することはよく知られている。ここでは、マッカーサー・ノート第2項の“war as a sovereign right of the nation”という表現に着目したい。この言葉はそのまま9条1項に受け継がれ、“The Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation”となった。日本国民は、

“war as a sovereign right of the nation,”「国家の主権的権利としての戦争」を放棄したのである。つまり、9条とは「軍事的主権の自己制約」ということである。ここから2つの方向性が出てくる。

主権国家にとって武力による自衛権行使は正当化条件をみだすかぎり選択肢の1つである。9条による制約は「苛酷」なものであるから、9条を改正して「普通の国」になりたいという欲求が出てくるのは不思議ではない。9条を改正して、軍隊と交戦権を恢復すると、昔の主権国家にもどる。

それに対して、軍事的主権を自己制約している半主権国家の状態を前向きにとらえて、武力に依存しないNGOとともに、近代主権国家システムの次の世界秩序——国家の軍事力がより規制され、国際協調主義がより進展する世界秩序——を追求する方向性がある。この点で、9条と世界のNGOとの「同盟・共闘関係」が成立する。

70年間の9条の歴史、われわれの経験は、人類史の過渡期の特徴・経験を示すものであったであろう。近代主権国家システムと次の世界秩序——それはまだ曖昧である——との間で、どちらに行くのか——主権国家にもどるのか、次の世界をめざすのか——過渡的・両義的な時代経験であった。主権国家システムの次の世界へ行こうとしているのは世界のNGOであり、9条の方向性と共鳴するのである。そのような意味で、日本国憲法9条は世界の民衆とともにあるといえる。日本国憲法9条は日本の最高法規であるが、9条の思想は人類のものである。

おわりに

### 1 平和主義概念の明晰化

日本国憲法の平和主義という言葉はこれまで自覚的な定義づけなしに使われてきた。それが何を意味するのか、明晰化しておく必要がある。まず戦争と平和に関する思想の類型論を参照することから始めるが、これについては英国の政治学者、マーティン・キーデル(Martin Ceadel)の類型論がもっとも精緻で、参考になる。

キーデルは、もっとも戦争肯定の立場からもっとも戦争否定の立場にいたるスペクトラムに、軍国主義(militarism)、介入主義(crusading)、防衛主義(defencism)、漸進的平和主義(pacifism)、絶対平和主義(pacifism)の5つの立場を位置づける。ここでは、2つの平和主義の峻別に焦点を当てたい。

キーデルの類型論のポイント・価値の1つは、絶対平和主義(pacifism)

と漸進的平和主義 (pacificism) を区別して析出したことであろう。絶対平和主義はいまだちに一切の軍事力の保持と行使を認めない立場である。漸進的平和主義は、長期的な目標として戦争と軍事力の廃絶をあきらめないが、暫定的には防衛のための軍事力の保持と行使を容認する立場である。歴史的にみて平和主義というと、これらの両方の潮流、考え方が未分離のまま、相互補完的に存在していて、絶対平和主義ではなくて漸進的平和主義の方が主流といえるのであるが、キーデル以前にはこのダイナミックスが自覚されていなかったといえる。本稿は pacificism に漸進的平和主義という日本語訳を当てる。なぜならば、pacificism は、長期的な視点に立って、制度改革、国際秩序の変革を重視して、漸進的に戦争の廃絶を実現しようとするからである。

## 2 ダイナミックなプロセスとしての憲法平和主義

戦後日本の平和主義の内容を精査してみると、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方の立場が存在していたと思われる。日本国憲法9条の原意は、一切の軍事力の保持と行使を認めない、いわば絶対平和主義的な立場であったと思われるが、冷戦期に国連による安全保障が期待できず、自衛隊が存在するようになった時点から、漸進的平和主義の立場もあらわれた。内閣法制局の9条解釈は、憲法研究者や革新政党の自衛隊違憲論＝絶対平和主義との緊張関係の中で模索された「努力」の結果であった。戦後日本においては、絶対平和主義と漸進的平和主義の両方が相互補完的に共存していたというべきであろう。

絶対平和主義と違って、漸進的平和主義には、長期的視点という時間軸が導入されている。漸進的平和主義は、軍事力と戦争の克服をめざすわれわれの積極的な行動を必要とするダイナミックなプロセスであり、軍事力と戦争の廃絶を、国際秩序の変革を通じて接近していく目標として位置づけるところに特徴がある。

日本国憲法の平和主義が絶対平和主義に加えて漸進的平和主義の要素を持っているとすると、軍事力と戦争の廃絶を志向する国際秩序をつくっていくわれわれの行動が決定的に重要になる。また同時に、長期的な脱軍事化を志向する漸進的平和主義の立場からみると、われわれは9条の規範と自衛隊の現実との矛盾に耐え続けることが求められる。9条は、日本政府に対して、自衛隊の存在と行動の合憲性・正当性を説明する説明責任を課している。9条の規範と自衛隊の現実との矛盾がどれほど大きくなるとう

も、この説明責任を課する規定としての9条2項の意義が減ずることはないのである。

## 〈参考文献〉

- 阿部浩己 (2015) 「人権の国際的保障が変える沖縄」 島袋純・阿部浩己編 『沖縄が問う日本の安全保障』 岩波書店
- 小熊英二 (2002) 『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』 新曜社
- 加藤哲郎 (2005) 『象徴天皇制の起源——アメリカの心理戦「日本計画」』 平凡社新書
- 君島東彦 (2017) 「六面体としての憲法9条・再論——70年の経験を人類史の中に位置づける」 立命館平和研究18号1-12頁
- 古関彰一 (2002) 『「平和国家」日本の再検討』 岩波書店
- 小松寛 (2015) 「戦後沖縄と平和憲法」 島袋純・阿部浩己編 『沖縄が問う日本の安全保障』 岩波書店
- 権藤泰 (2016) 『平和なき「平和主義」——戦後日本の思想と運動』 法政大学出版局
- 酒井哲哉 (1991) 「「九条＝安保体制」の終焉——戦後日本外交と政党政治」 国際問題372号32-45頁
- 酒井直樹 (2008) 『希望と憲法——日本国憲法の発話主体と応答』 以文社
- 酒井直樹 (2017) 『ひきこもりの国民主義』 岩波書店
- 坂本義和 (1990) 『世界における日本の役割』 『地球時代の国際政治』 岩波書店
- 豊下梢彦 (2015) 『昭和天皇の戦後日本——〈憲法・安保体制〉にいたる道』 岩波書店
- 長谷川正安 (1960) 「安保闘争と憲法の諸問題」 法律時報32巻11号 (9月号) 46-52頁
- 日高六郎 (2010) 『私の憲法体験』 筑摩書房
- 武藤一羊 (2016) 『戦後レジームと憲法平和主義』 れんが書房新社
- 李京柱 (2017) 『アジアの中の日本国憲法——日韓関係と改憲論』 勁草書房
- Ceadel, Martin (1987) *Thinking about Peace and War*, Oxford University Press
- Ceadel, Martin (2010) *Pacifism versus Pacificism*, in Nigel J. Young (ed.), *The Oxford International Encyclopedia of Peace Volume 3*, Oxford University Press, pp. 323-325
- Hathaway, Oona A. and Scott J. Shapiro (2017) *The Internationalists: How a Radical Plan to Outlaw War Remade the World*, Simon & Schuster

紙幅の制約のため、個々の引用注をつけることを割愛した。参考文献に挙げた拙稿で、一部を補っていただくと幸いである。読者諸賢のご海容をお願い申し上げる次第である。

(きみじま・あきひこ)